# 第174回山梨県開発審査会 議事録

- 1 日時 : 令和5年5月23日(火) 午後2時00分~午後3時00分
- 2 場所 : 山梨県立図書館1Fイベントスペース西面
- 3 出席者:石井会長、齋藤委員、赤岡委員、松浦委員、曽根委員
- 4 事務局: (山梨県) 都市計画課長、総括課長補佐、都市企画監、課長補佐、 市町村計画・開発担当

(甲斐市) 都市計画課職員

(中央市) 都市計画課職員

(昭和町) 都市整備課職員

- 5 次第
  - (1) 開会
  - (2) 出席確認
  - (3) 議事
  - (4) 閉会
- 6 会議に附議した事案の案件
  - (1) 市街化調整区域における開発許可申請等【非公開】
    - 1~3号案件
  - (2) 特例的運用の処理報告について【非公開】
    - 1~3号案件

#### 7 議事の概要

# 1 市街化調整区域における開発許可申請等について

## 【第1号審査案件 店舗併用住宅の用途変更(小規模保育事業所)】

会 長 それではまず、第1号審査案件の審議を行います。

事務局から説明をお願いします。

事務局
それでは事務局より説明させていただきます。

(事務局から説明)

委員の皆様には、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

会 長 ただいまの事務局からの説明について、ご質問、ご意見等がある方はご発言くだ さい。

委員 敷地西側の橋は何らかの許可を得て設置されているものか。

事務局 当初店舗併用住宅として開発許可を受けた際の申請の中に床版も含まれており、 その開発許可の際に許可を得て設置されたものだと判断しています。

委員 今後は橋の管理は事業者側がするということか。

事務局 そのとおりです。ただ、床版に柵等がないことから、園児の出入りには危険とも 考えられるため、敷地への出入りは北側から行い、西側を利用する予定は今のとこ ろありません。

委 員 この区域の浸水深はどのくらいか。

事務局 最大浸水深が4.19mです。

委員 避難は小学校にすることと思うが、避難訓練を一緒におこなったりするのか。

事務局 避難については避難計画、防災計画の提出を受けており、その中で計画を立てて

おります。

委員 施設の受け入れ人数の想定は。

事務局 最大19名を予定しております。

委員 建築基準法における用途変更の確認申請は不要という解釈でよいか。

事務局 そのとおりです。

委員 浄化槽の人槽は問題ないか。

事務局 現状では不足するため、入れ替えを行います。

会長他にご意見、ご質問はありませんか。

それでは無いようですので、本案件を許可することを承認される委員の方は挙手 をお願いいたします。

(各委員の挙手)

第1号案件については、開発審査会として承認することといたします。

## 【第2号審査案件 幼保連携型認定こども園の敷地拡張(子育て支援施設の増築)】

会 長 続いて、第2号審査案件の審議を行います。

事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは事務局より説明させていただきます。

(事務局から説明)

委員の皆様には、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

会 長 ただいまの事務局からの説明について、ご質問、ご意見等がある方はご発言くだ

さい。

委員 敷地に対して増築となるが、採光や避難等、既存部分の建築基準法への適合性は 問題ないか。

事務局 問題ありません。避難についても消防法に基づき検討を行っています。

委員 浸水深はどのくらいか。

事務局 最大浸水深で0.9 mとなっています。避難については消防法に基づいて検討し、 甲府南消防にも提出しており、定期的に避難訓練を行っている状況になります。

委員 避難場所はどこになるか。

事務局 まず広い道路に出てから常永小学校に避難することとなります。

委員 避難場所まで少し距離がある中で、入院するような子供もいるようなので、その あたりには留意してもらう必要があると思う。

事務局 承知しました。

会 長 他にご意見、ご質問はありませんか。

それでは無いようですので、本案件を許可することを承認される委員の方は挙手 をお願いいたします。

(各委員の挙手)

第2号案件については、開発審査会として承認することといたします。

## 【第3号審查案件 地区集会場】

会 長 続いて、第3号審査案件の審議を行います。

事務局から説明をお願いします。

事務局

引き続き事務局より説明させていただきます。

(事務局から説明)

委員の皆様には、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

会 長

ただいまの事務局からの説明について、ご質問、ご意見等がある方はご発言くだ さい。

委員

敷地内の駐車区画の設定に無理はないか。

事務局

身体障がい者用の区画を2か所用意する必要がありますが、近隣住民のための施設であることから基本的には車の利用はないものと考えています。また、周囲に押原公園の駐車場もあり、使用の了承も得ていることからも支障ないものと判断しています。

委 員

敷地内の区画の設定については実際にできあがったところで検証されてもよい と思う。

事務局

承知しました。

会 長

他にご意見、ご質問はありませんか。

それでは無いようですので、本案件を許可することを承認される委員の方は挙手 をお願いいたします。

(各委員の挙手)

第3号案件については、開発審査会として承認することといたします。

# 2特例的運用の処理報告について

#### 【第1~3号報告案件】

会 長 それでは次に特例的運用の報告になります。

事務局から報告をお願いします。

事務局

それでは、事務局より報告させていただきます。

(事務局から報告)

会 長 ただいま事務局より、3件の報告案件について説明がありました。これにつきまして、ご意見、ご質問等がある方はご発言ください。

#### 【報告案件③について】

委員 工場が学校に隣接する形となるが、問題ないか。

事務局 許可をするにあたり、車両の出入りがそれほど多くないことや通学時間には出入りしないことにより市の教育委員会と協議をしており、安全上の問題はないものと 判断しています。

委員 騒音や振動等の問題もないか。

事務局 従前地ではさらに市街地が密集しているような状況でありましたが、そのような 中でも騒音や振動等の問題は発生していなかったことから、問題ないと判断しています。

委員 移転を要する原因となった道路の拡幅に対しての従前地の位置関係はどうなっているか。

事務局 申請地北西側に従前地が位置し、その西側の道路である玉穂中央通り線を拡幅する影響で移転が必要となりました。

会 長 他にご意見、ご質問はありませんか。 それでは無いようですので、特例的運用の報告を終了とさせていただきます。